

IoT 等活用支援事業業務委託に係る企画提案募集要項

この「企画提案募集要項」（以下「募集要項」という。）は、山梨県（以下「県」という。）が実施するIoT 等活用支援事業業務（以下「業務」という。）の委託に関し、企画提案をしようとする者（以下「提案者」という。）が熟知し、かつ遵守しなければならない一般的事項を定めるものである。

1. 目的・趣旨

中小企業の喫緊の課題である競争力強化や人手不足に対応するため生産性向上に向けたIoT・AI 等先進的技術の活用を推進する支援体制を強化するとともに、専門家等を派遣・育成することで、県内企業が自ら継続的に改善活動に取り組む機運を高め、良質で安定的な雇用の創出と地域経済の活性化を図ることを目的とする。

上記の内容を実現すべく業務を遂行するため、IoT に関する知識や技術に精通し、十分な企画・運営体制が整えられた事業者から業務の企画提案を募るものである。

2. 業務の概要

(1) 委託業務名

IoT 等活用支援事業業務委託

(2) 業務内容

「IoT 等活用支援事業 業務委託仕様書」のとおり

(3) 委託期間

委託契約締結日から令和3年3月12日まで

(4) 委託料上限額

16,500,000円（うち消費税及び地方消費税を含む）以内

この他、参加者から負担金を徴収できることとし、業務内容に応じて徴収額を決定する。なお、徴収した負担金は受託事業者が用意する参加者用の実機購入代や資料代等とすること。

3. 参加資格

民間事業者、財団法人、社団法人、NPO 法人等で次の条件を全て満たしている者とする。

- ・地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- ・「山梨県建設工事請負契約に係る指名停止等措置要領（平成23年4月1日）」や「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領（平成10年4月1日）」による指名

停止措置期間中の者でないこと。

- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下、「暴力団員」という。）又は法人であって、その役員が暴力団員でないこと。

4. スケジュール

募集要項等の交付開始	令和2年3月26日（木）
募集要項に関する質問受付期間	令和2年4月1日（水）～4月3日（金）
募集要項に関する質問回答期限	令和2年4月6日（月）
企画提案申込書の提出期間	令和2年4月1日（水）～4月7日（火）
参加資格要件の結果通知	令和2年4月13日（月）
企画提案書等の提出期限	令和2年4月20日（月）
委託事業候補者 審査会	令和2年4月24日（金）
委託契約	令和2年4月下旬

5. 申込み手続き

業務の応募を希望する場合、下記により必要書類を提出すること。

(1) 提出期間

令和2年4月1日（水）～4月7日（火）

(2) 提出先

〒400-8501 甲府市丸の内1-6-1
山梨県 産業労働部 成長産業推進課

(3) 提出方法

山梨県のホームページから企画提案参加申込書（様式1号）及び誓約書（様式2号）をダウンロードして、必要事項を記入の上郵送又は持参により提出すること。

持参の場合の受付時間は、平日の午前9時から午後5時までとする。郵送の場合は、封筒に「企画提案申込書在中」と明記し、上記提出期限必着とする。

(4) 参加資格要件の審査

提出書類等に基づき審査。

(5) 結果通知

参加資格審査の結果は、令和2年4月13日（月）までに、申請者に対し通知します。

6. 応募手続き

前記2の業務の受託を希望する場合、下記により必要書類を提出すること。

(1) 提出期限

令和2年4月20日（月）午後5時（必着）

(2) 提出先

〒400-8501 甲府市丸の内1-6-1

山梨県 産業労働部 成長産業推進課

(3) 提出方法

山梨県のホームページから企画提案書（様式3号）等をダウンロードして必要書類を作成し、郵送又は持参により提出すること。

持参の場合の受付時間は、平日の午前9時から午後5時までとする。郵送の場合は、封筒に「企画提案書在中」と明記し、上記提出期限必着とする。

(4) 提出書類及び部数

- ①企画提案書（様式3号）：5部（正本：1部、副本：4部）
- ②会社概要が把握可能な書類（会社パンフレットなど）：5部
- ③見積書（様式4号）：1部
- ④財務諸表の写し（直近のもの）：1部
- ⑤その他、県が必要と認める書類（指示があった場合のみ提出）

(5) 留意事項

- ①企画提案は、前記2の(1)の事業に対し、1社1案とする。
- ②見積書（様式4号）の作成に当たっては、別紙の参考資料（積算項目等）を参考に積算し、内訳（様式自由）を添付すること。なお、人件費（賃金、報償費、社会保険料等）は見積金額全体の50%以上とする。
- ③提出された書類について、提出後の差替え及び変更は認めない。ただし、県が補正を求めた場合、又は補足書類の提出を求めた場合は、この限りでない。
- ④提出された書類は返却しない。
- ⑤提出後に応募を取り下げの場合は、取下願（様式6号）を提出すること。取下願の提出があった場合、既に提出された書類については全て返却する。
- ⑥次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、審査の対象から除外し、失格とする。
 - ・提出書類が所定の期限までに整わなかった場合
 - ・見積額が、前記2の(4)の委託料上限額を上回っている場合
 - ・提出書類の内容に虚偽、不正又は本要項の定め違反する記載があった場合
 - ・審査の公平性に影響を与える行為があった場合
 - ・誤字・脱字等により提出書類の必要事項が確認できない場合
 - ・その他不正な行為があった場合
- ⑦企画提案書の作成・提出等本業務への応募に要する経費は、すべて応募者の負担とする。

7. 提案にあたっての質問等

企画提案書作成に関して疑義が生じた場合は、下記に問合せること。

(1) 受付期間

令和2年4月1日（水）～4月3日（金）

(2) 質問方法

質問書（様式5号）により、電子メールで提出すること。（件名：IoT 等活用支援事業質問書の送付（申込者名）とすること。）また、送信後に電話にてメールの受信確認を行うこと。

(3) 質問先

山梨県 産業労働部 成長産業推進課

電子メール seichosangyo@pref.yamanashi.lg.jp

(4) 回答方法

回答は、令和2年4月6日（月）までに、山梨県成長産業推進課ホームページに掲載する。ただし、質問又は回答の内容が質問者の具体的な提案事項に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答することがある。

8. 選考方法及び審査基準

(1) 選考方法

- ・審査は外部有識者を含む複数の審査員により、提出された企画提案内容について、下記(3)の審査基準に基づき企画提案書類一式の内容および審査会でのプレゼンテーションなどにより審査を行い、審査の採点の合計で最も高かった者を第1位の委託業務実施候補者とする。
- ・審査結果は採否にかかわらず、速やかに郵送により書面で通知する。

(2) 審査会実施日

- ・令和2年4月24日（金）
- 審査会の場所及び時間については、追って連絡する。

(3) 審査基準

審査区分及び評価項目は、次のとおりとする。

審査区分	配点	評価項目
事業目的及び事業内容の理解度、充実度	10	・事業内容及び目的に関する理解・知識が十分にあるか。
生産性向上アドバイザー及び専門家の人選・体制	20	・生産性向上アドバイザーの役割としての能力（実務経験、県内製造業の知識、生産工程管理の理解など）が十分に発揮できる人選となっているか。 ・専門家は、中小企業のニーズにマッチする専門

		性を有しており、実務経験を有しているか。 ・ 中小企業へアドバイザー及び専門家を十分に派遣できる体制となっているか。
専門家人材養成講座の内容及び講師	20	・ 本講座の内容は、IoT 導入支援を行うための実践力を習得できる内容となっているか。 ・ 本講座を行う講師には、どのような経験・実績等を持った者を配置するか。
IoT 等活用支援事業にかかる計画性・実現性	20	・ 事業の実実施計画が既存事業との連動性があり、県内中小企業への IoT 導入を促す効果的な企画となっているか。 ・ 人材養成講座への参加者を募る企画・広報となっているか。 ・ 本講座受講者が IoT を導入するにあたって、IoT の技術的アドバイスを受けることができる支援団体等とのネットワークを有しているか。
アウトプット達成の実現性	15	・ IoT 等を活用した生産性向上により、良質で安定的な雇用の創出という目的を理解し、アウトプット達成する企画となっているか。
事業実施体制及び経費	15	・ 事業計画を確実かつ効果的に実施する体制を備えているか。 ・ コンプライアンスや情報管理を適確に行う体制を備えているか。 ・ 必要最低限かつ事業実施が十分可能な経費の積算となっているか。

9. 受託事業者との契約等に関する事項

(1) 契約方法

山梨県財務規則（昭和39年山梨県規則第11号）に定める契約の手続きにより、契約を締結するものとする。

(2) 契約保証金

山梨県財務規則第109条の2第7号の規定により、契約保証金は免除する。

(3) その他

- ・ 審査の結果、第1位の委託業務実施候補者が契約を締結しない場合には、次点の者と契約の交渉を行う。

- 企画提案書を提出後、契約を締結するまでの間、前記3の応募資格の条件を満たさない事態が発生した場合には契約を締結しないことがある。なお、手続きの停止又は契約を解除した場合でも、当該業務に要した費用については、一切補償しないものとする。

10. その他

- 企画提案に関する説明会を行わない。
- 採用された企画提案の実施にあたっては、本事業の目的達成のために必要と認められる場合には、契約担当者と受託者との協議の上、内容を変更することがある。
- 選定された場合には、県の担当職員と密接な連絡・調整を行いながら事業を進めるものとする。
- 申請に係る連絡先等の個人情報適切に管理し、本業務以外の目的には使用しない。
(県の産業振興施策に係る情報提供は除く)。

11. 本件に関する問合せ

【令和2年3月31日以前】

山梨県 産業労働部 新事業・経営革新支援課 新市場獲得・経営革新担当

住所：〒400-8501 山梨県甲府市丸の内1-6-1

電話：055-223-1544 (直通)

FAX：055-223-1569

電子メールアドレス：shinijigyo@pref.yamanashi.lg.jp

【令和2年4月1日以降】

山梨県 産業労働部 成長産業推進課 起業・経営革新担当

住所：〒400-8501 山梨県甲府市丸の内1-6-1

電話：055-223-1544 (直通)

FAX：055-223-1569

電子メールアドレス：seichosangyo@pref.yamanashi.lg.jp